

実効性のある地球温暖化対策に向けて(追加資料)

枝廣淳子

再生可能エネルギーの拡大が中核

エネルギー安全保障(国家安全保障)のために

実効性のある温暖化対策のために(いくら省エネして電力消費量を減らしても、電力あたりのCO₂(原単位)が改善しないかぎり、CO₂排出量は大きく減らない)

安定した温暖化対策のために(日本は地震国 原発の時々々の停止は避けられない そのたびに化石燃料シフトが起き、CO₂が増えるのでは安定した温暖化対策にならない)

新たな産業の創出および雇用機会の増大のために

再生可能エネルギーの拡大のために必要なもの

適切な目標設定

実現のための制度設計とその早期実施

適切な目標設定

- ・「再生可能エネルギー」の定義を明確にすべき

例「水力発電」大型水力を入れると現在すでに9%近く。大型水力を入れるなら相応の高さが必要。

- ・その上で適切な目標設定が必要(現在の導入率をベースに)

ドイツ:2020年に電力の30%以上、2050年に一次エネルギーの50%

イギリス:2020年に一次エネルギーの15%(現在の10倍)という目標

電力の30%以上、熱の12%以上、運輸の10%以上と試算

実現のための制度設計とその早期実施

固定価格買取制度(全量) :施行時期の明記

施行時期の明記については、排出量取引制度についても同じく必要

進捗をレビューし、政府に必要な勧告・助言をする独立した組織が必要

温暖化対策の進捗について客観的・中立的なレビューと勧告をするための第三者組織

例:英国・気候変動委員会(UK Climate Change Committee) 気候変動法(Climate Change Act)の下、英国の排出目標について政府に助言し、温室効果ガス排出量削減の進捗状況を毎年議会に報告するために設立された第三者機関。